#### 平成17年 4月から

様な生き方・働き方に対応できる仕組み」を大きな柱にさまざま な改正が行われます。 「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」と 「多

### 制度改正等の内容

## が変わります。国民年金保険料の金

が13、580円となります。 年3月までの国民年金保険料 平成17年4月から平成

# 

険料が毎月40円割引になりま (末の振り替えにされると保 毎月の国民年金保険料を当

引のない前月分と割引のある 用いただいている方につきまし ては、原則、初回に2か月分(割 当月分)を振替させていただき なお、現在、口座振替をご利

### 3 お得です! か国民年金保険料を前 がはれると3,420円

の保険料を納付される(2 年3月までの1年分の国 890円の割引)より、さらに と、金融機関等の窓口で1年分 金保険料を、口座振替により 大変お得です。 保険料が530円割引され -成 17年4月末に納付される 成 17 年4月から平成 民年

不要です。 前納をされている方の届出は 現在、口座振替による1年

れます。 分を前納される場合も割引さ なお、口座振替により6か月

社会保険事務所でおこなってく れる金融機関またはお近くの 口座振替の手続きは、希望さ

### 4 導入されます。

せん。 の所得が多ければ承認されま 得がなくても世帯主である親 請免除は、被保険者本人に所 現 在、国民年金保険料の申

所得が免除の所得要件を満た 被保険者本人とその配偶者の てください。 近くの支所窓口で手続をおこなっ わかるものをご持参のうえ、お 手帳・印鑑・所得の少ないことが 険料の納付が困難な方は、年金 予されることになりました。保 していれば保険料の納付が猶 30歳未満の若年者については しかし、今回の改正により、

だし、途中で30歳に到達する までの承認となります。 7月から翌年6月までです。た 万は、30歳に到達する月の前月 この納付猶予の承認は毎年

18年6月までとなります。 は、平成17 なお、平成17年度の承認期 年4月から平成

### 5 れます。別障害給付金が支給さ特定障害者に対する特

おいて、任意加入期間(強制加 人ではないが任意に申出すれ 国民年金制度の発展過程に

> きなかった方に特別障害給付 により、障害基礎年金が受給で ば国民年金に加入できる期間 に任意加入していなかったこと

でおこなってください。 2級で月額4万円となります 金が支給されます。 支給額は、1級で月額5万円 手続きは、お近くの支所窓口

①昭和 61年 3月 31日以前に 険者でなかった方で、その傷 険者等の配偶者であり、かつ 対象者は次のとおりです。 態にある方。 害等級に該当する程度の状 病により現に国民年金の障 国民年金法の任意加入被保 法、各共済組合法等)の被保 者年金各法(厚生年金保険 初診日があり、その当時被用

②平成3年3月31 態にある方。 に該当する程度の障害の状 り現に国民年金の障害等級 た方であって、その傷病によ の任意加入被保険者でなかっ または生徒で、かつ国民年金 初診日があり、その当時学生 5日以前

### 6 漏れを救済します。第3号被保険者の届出

た場合、2年を超える月分につ 出を2年以上遡って手続きし (在、第3号被保険者の届

いては未納の扱いとなります。 納付済期間とする特例措置が 去の未納期間についても保険料 図る観点から、2年以上遡る過 しかし、年金受給権の確保等を

はありません。 いる方は改めて手続する必要 号被保険者の手続きをされて すでに2年以上遡って第3 害基礎年金は発生しません。

した障害事故について、遡って障 済期間となった期間中に発生 とられます。ただし、遡って納付

額に反映されます。 届出のあった日の翌月から年 なお、年金受給者については、



問い合わせ

草津社会保険事務所 草津市西渋川1-16-25

**2**077-567-1311